

○大津市国民健康保険条例施行規則

昭和37年10月1日

(会議)

第3条 国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、会長が議長となり運営する。

3 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、災害その他特別の理由により会議を招集することができないと認めるときは、委員に書面による賛否を求めて協議会の審議に代えることができる。

(平31規則2・令元規則42・令3規則51・一部改正)

(事務局)

第4条 協議会の事務を処理させるため、健康福祉部保険年金課に書記を置く。

2 前項に規定する書記は、職員のうちから市長が任命する。

(平6規則59・平14規則28・平17規則35・平19規則28・平20規則28・  
令7規則33・一部改正)